

令和2年度
(2020年度)

健康福祉部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

新型コロナウイルス感染症への対策や支援を最優先に、市民生活に寄り添う健康福祉施策を進めます。

- ①健康・医療・福祉・介護など健康福祉分野における相談窓口を集約し、市民にわかりやすい相談体制を整備します。
- ②関係団体や関係機関と連携を図りながら、各種計画の策定、条例制定を行い、健康福祉施策を推進します。
- ③全世代にわたる市民の健康と福祉の増進を図ります。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス流行下における妊産婦への切れ目ない支援の充実

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、不安を抱える妊産婦に対し、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援として、マスクの配付及び50,000円の妊婦特別給付金の支給や、分娩前の新型コロナウイルス検査費用を補助します。感染した妊産婦に対しては、保健師等が訪問や電話等で、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添った支援を行います。

また、感染症予防にも考慮し、妊産婦がより利用しやすい事業の展開として、動画教材のインターネット配信やオンラインを用いた相談、マタニティスクール等、積極的な情報提供や相談を実施します。集団で実施している乳幼児健康診査についても、一部を個別健診とするなど、健診内容を見直し、三密を避けて感染予防対策に努めながら実施します。

実績	<ol style="list-style-type: none">① 妊婦人につき、不織布マスクを10枚、布マスクを3～4枚配付。 <不織布マスク：1,742人、布マスク：2,165人>② 妊婦特別給付金を支給。<1,688件>③ 分娩前ウイルス検査費用の補助を実施。新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援の実施体制を構築。<検査費用の補助：180件、寄り添い型支援：0件>④ 8月に市ホームページへ動画教材を掲載。⑤ 10月より妊婦オンライン相談を、12月より「ひらかた de オンライン産前産後クラス」を開始。<オンライン相談：1人、産前産後クラス：5回開催、延べ21人参加>⑥ 個別健診を実施。<2,513件>
説明	<ol style="list-style-type: none">① 中国上海市長寧区より寄付のあった不織布マスクを、妊婦1人につき10枚郵送しました。また、厚生労働省より配付の協力依頼があった布マスクを郵送または妊娠届出時に配付しました。布マスク配付の際には、妊産婦総合対策事業（分娩前ウイルス検査、寄り添い型支援）の案内、動画教材（赤ちゃんのお世話）のチラシ、「赤ちゃんを迎えるための準備」（事故予防啓発）のリーフレットも併せて配付しました。② 枚方市における国の定額給付金の対象者で、令和2年4月28日時点で妊娠しており、令和2年6月1日までに妊娠の届出をした妊婦に申請書を配付し、申

	<p>請があった妊婦 1 人につき 5 万円を支給しました。</p> <p>③ 大阪府及び大阪府内の政令市・中核市と協働で、国の定める要綱に基づき、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査」「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」の実施体制を構築しました。新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対し、ウイルス検査にかかる費用について 1 回限り、2 万円まで助成しました。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、寄り添い型支援を案内し、希望の有無を確認しました。次年度についても、引き続き実施します。</p> <p>④ 市のホームページに、新生児の沐浴・赤ちゃんの抱っこ・おむつ交換について、3 種類の動画を掲載しました。今後は、動画が有効に活用されるよう周知に努めてまいります。</p> <p>⑤ 妊婦オンライン相談は、月 2 回（10 月は 1 回）、午前・午後の予約枠を用意しました。「ひらかた de オンライン産前産後クラス」は、妊産婦とその家族を対象とし、出産準備編として「1. 栄養・歯科・育児物品」「2. 家族の心構え」、産後の育児編として「3. みんなで子育て・赤ちゃんからの防災」の 3 つのプログラムで構成しました。2、3 については、大阪府と包括連携協定を結ぶ江崎グリコ株式会社と協働で実施しました。広報・ホームページへの掲載と妊娠届出時にチラシの配付を行い、周知に努めました。今後も、引き続き実施します。</p> <p>⑥ 令和 2 年 5 月から令和 3 年 3 月の間、4 か月児健康診査を集団健診から、枚方市医師会に委託し、個別健診にて実施しました。令和 3 年度からは、集団健診の回数を増やし、三密を避けて感染予防対策に努めながら集団健診を実施します。</p>
--	---

具体的な取り組み：（仮称）枚方市成年後見制度利用促進計画の策定

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村計画を策定するよう努めるとされたことから、（仮称）枚方市成年後見制度利用促進計画を策定します。策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会へ諮問を行い、市民や事業所等からの意見をふまえて専門的な知見からの審議を頂き、答申を経て計画の策定を行います。

<p>実績</p>	<p>① 令和 3 年 3 月に令和 3 年から令和 6 年までの 4 年間を計画期間とする枚方市成年後見制度利用促進基本計画を策定。</p>
<p>説明</p>	<p>① 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定を枚方市社会福祉審議会に諮問し、調査審議を実施しました。成年後見制度に関する本市の現状及び課題を整理し、令和 3 年 1 月に答申を受け、今後の方向性や取り組みについて本計画に決めました。今後、本計画に基づき、支援を必要とする人を適切な支援につな</p>

	<p>ぐことにより、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを進めます。</p>
--	--

具体的な取り組み：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）の策定

本計画は、介護保険法で 3 年を 1 期として策定が義務付けられている介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定するもので、令和 3 年度から令和 5 年度までにおける介護給付等対象サービスや、地域支援事業の必要量の見込みなどについて定めるとともに、介護保険料の改定も盛り込んだ計画とするものです。

実 績	<p>① 令和 3 年 3 月に、令和 3 年度～令和 5 年度を計画期間とする「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）」を策定。</p>
説 明	<p>① 第 8 期計画では、「高齢者が生きがいをもち、自分らしく暮らすことのできるまちづくり」を基本理念とし、団塊世代の全ての人が 75 歳に到達する 2025 年（令和 7 年）、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）を見据え、令和 3 年度から令和 5 年度までにおける介護給付等対象サービスの必要量の見込みなどについて定めています。今後、この計画に沿って、地域全体で高齢者を支えるシステムの構築を推進します。</p>

具体的な取り組み：全世代にわたる健康づくり

生活習慣病予防やその重症化予防を図るため、がん検診を受けて要精密検査となった方について、精密検査を必ず受けていただけるよう更なる受診勧奨に努めるとともに、国保データベース（KDB）システムのから糖尿病の治療中断者を抽出するなど、データを効果的に活用することで、糖尿病腎症の重症化予防を図るとともに、医療、介護、保健等のデータを活用し保健事業と介護予防の双方を一体的に実施できるよう体制を整備します。また、受動喫煙の防止および禁煙の促進については、健康保険による禁煙治療を開始した禁煙希望者に対し、治療終了後に治療費の自己負担分の補助を行うことで禁煙希望者の支援を行います。

これらの全世代にわたる健康づくりを推進していくにあたり、今年度から当部に移管された「ひらかたポイント制度」を活用し、特定健診や各種がん検診等の更なる受診促進のほか、健康のための運動習慣の定着促進、高齢者のフレイル予防と生きがいの増進の後押し等のポイント制度の積極的な活用やポイント利用促進についても健康づくりや介護などの分野に拡大し、ポイント制度の魅力増進に取り組みます。

実 績	<p>① がん検診の要精密検査者への受診勧奨。 <令和元年度の各がん検診の精検受診率(肺がん 93.1%、大腸がん 68.9%、</p>
------------	--

	<p>胃がん 87.5%、乳がん 99.1%、子宮頸がん 84.5%) ></p> <p>② 国保データベース (KDB) システムを活用した事業の実施。 糖尿病重症化予防事業 (糖尿病腎症重症化予防プログラム参加者 34 人) の実施。 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施のため、体制整備に向けた地域包括支援センターとの連携。</p> <p>③ 禁煙支援事業 令和 2 年 9 月から医療費と薬剤費の自己負担額上限 2 万円を補助する禁煙支援事業を開始。<令和 3 年 3 月末日で治療開始 165 人の届出、治療終了 107 人の申請></p>
<p>説 明</p>	<p>① 一次検診実施医療機関から精密検査受診状況の報告が得られなかった場合、対象者への電話、手紙、訪問による受診勧奨を段階的に実施しました。</p> <p>② 枚方市国民健康保険特定健康診査結果から抽出された対象者に対して、主治医と連携の上、糖尿病腎症重症化予防プログラムを実施するとともに、平成 29 年以降プログラム修了者に対して事後フォローを実施しました。また、KDB システムから地域のデータを分析し、保健事業と介護予防事業の一体的実施に向けて地域包括支援センターと連携を図りました。令和 3 年度より日常生活圏域において事業をモデル実施し、令和 4 年度以降枚方全域での実施を目指します。</p> <p>③ 令和 2 年 9 月から健康保険が適用される禁煙外来において、通院を全て終了した者に、医療費と薬剤費の自己負担額上限 2 万円を補助する禁煙支援事業を開始しました。広報ひらかたで特集記事の掲載や三師会への周知を積極的に図り、令和 3 年 3 月末日で 107 人の申請がありました。また、禁煙治療終了後、引き続き半年間禁煙が継続している者には、ひらかたポイントを付与するなど、禁煙継続のサポートをしていきます。</p>

具体的な取り組み：健康寿命延伸に向けた取り組み

各計画の目標達成に向けた成果指標の設定や取り組みの着実な推進が図られるよう評価できる体制を構築し、各ライフステージにおける必要な取り組みを行いながら健康に無関心な世代への取り組みを重点的に実施します。また、公民連携や地域協働による取り組みの促進や地域主導の取り組みへの支援を強化します。

<p>実 績</p>	<p>① 令和 3 年 3 月に関係部署会議を開催し、国の「健康寿命延伸プラン」に即した取り組み実績と次年度の取り組みの充実について確認。</p>
<p>説 明</p>	<p>① 国が示した「健康寿命延伸プラン」や PHR (パーソナル・ヘルス・レコード) の活用促進を踏まえ、データの分析、活用に基づく事業立案や適切な評価指標の設定など、より効果的に取り組みを進める仕組みの構築と推進体制の充</p>

	実を図ります。
--	---------

具体的な取り組み：高齢者のICT利用促進に向けた基礎調査

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を高齢者に推進するためには、スマートフォンやパソコンの所有状況、インターネットや電子決済の利用状況等を把握・分析し、対策を講じる必要があります。そこで、65歳以上の高齢者を対象としてICT利用に関する基礎的な調査を実施するものです。

実績	<p>① 65歳以上の高齢者を対象として「通信機器の利用に関するアンケート調査」を実施。</p> <p><調査対象数（有効送付数）：111,611人（111,291人）、有効回収数（有効回収率）：52,221人（46.9%）></p>
説明	<p>① 調査事項は、通信機器の保有状況、インターネットの利用状況などです。謝礼として500ポイントのひらかたポイントを進呈し、調査票の回収を進めました。</p> <p>通信機器の保有状況は、携帯電話（いわゆるガラケー）のみを保有している人が約2割、通信機器を保有していない人が約1割でした。また、スマートフォン等の購入を考えない理由（複数回答）として、「必要性を感じない」が約6割、「使い方がわからない」が約4割、「お金がかかる」が約3割という結果となりました。</p> <p>こうした調査結果をもとに、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に向け、高齢者のICT利用を促進するための事業を実施します。</p>

具体的な取り組み：救急医療体制の整備

本市には、休日や夜間の急病に対応する初期救急医療機関から高度救命救急医療機関まで、救急医療体制が整備されており、この機能を維持し、引き続き確保します。また、老朽化した医師会館及び休日急病診療所の市立ひらかた病院整備後の有効活用地への移転に伴う総合的な初期救急医療体制の再構築を進めるにあたり、運営及び費用負担等について、関係諸団体、諸機関と協議・調整を行います。

実績	<p>① 初期救急医療整備に係る経費補助を協議。</p> <p>② 1月に市立ひらかた病院側の敷地内の屋根（キャノピー）を設置。</p>
-----------	--

説 明	<p>① 令和3年6月に完成する新医師会館内に、初期救急医療の拠点として枚方休日急病診療所、北河内夜間救急センター及び枚方休日歯科急病診療所を整備・集約するにあたり、市民の安全安心に大きく寄与することから、本市として一定の補助を行うため、枚方市医師会等との経費補助に係る協議を行いました。主な経費として、枚方休日急病診療所における整備費用、枚方休日歯科急病診療所における設備及び移設後に発生する恒常的費用の補助を行うものとし、北河内夜間救急センターでは移設費を、令和3年度当初予算において予算措置しました。今後、令和3年度中にすべての初期救急医療機関を移設し、初期救急医療体制の再構築を進めていきます。</p> <p>② 新医師会館に隣接する市立ひらかた病院の二次救急医療との連携強化を図るため、市立ひらかた病院側の敷地内の屋根（キャノピー）の延長工事を行いました。今後、令和3年度中に新医師会館側のキャノピーの設置工事を行い、二次救急医療機関への後送が必要な患者を車椅子やストレッチャーによって円滑に移送します。</p>
------------	---

具体的な取り組み：骨髄バンクドナー支援事業

ドナー及びドナーが従事している事業所に対し、ドナーが通院（検査）・入院に要した日数に応じて奨励金を交付することにより、骨髄等移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄バンクドナー支援事業を創設します。

実 績	<p>① 8月31日に「枚方市骨髄バンクドナー支援事業実施要綱」を制定。 枚方市骨髄バンクドナー助成金の交付制度を9月1日に創設。 <助成金交付件数 ドナー：2件 事業所：1件></p>
説 明	<p>① 枚方市民を対象に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行った者（ドナー）及びドナーが所属する事業所に枚方市骨髄バンクドナー助成金を交付する制度の運用を開始しました。</p> <p>ドナーが骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談に要した日数を交付対象日数（上限7日間）とし、ドナーに対しては交付対象日数に2万円を乗じて得た額、事業所に対しては交付対象日数に1万円を乗じて得た額を交付します。助成金を交付することにより、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、骨髄等の移植の推進を図ります。</p>

具体的な取り組み：特別定額給付金の給付

国が決定した特別定額給付金について、世帯構成員1人当たり10万円を給付するに当たり、申請に基づき適確に交付事務を進めます。

実 績	① 特別定額給付金申請書に基づき給付。 <給付件数：181,123 世帯 399,664 人>
説 明	① 令和2年4月27日において、枚方市の住民基本台帳に記載されている者が原則対象となり、令和2年9月15日を期限として申請受付を行いました。対象者数の99.7%の方が申請され、1人当たり10万円の給付を行いました。